

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成29年
3月31日
(金曜日)

目 次

○教委規則

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則……………

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………

教育公務員特例法第二十五条の二第一項及び第四項の認定の手續に関する規則の一部を改正する規則……………

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………



山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第二号

山口県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の表義務教育課の項中「やまぐち型地域連携教育推進班 経理班」を「やまぐち型地域連携教育推進班」に改め、同表社会教育・文化財課の項中「企画班 青少年教育班」を「青少年教育班」に改め、同表学校安全・体育課の項中「学校体育班 高校総体推進班」を「学校体育班」に改める。

第十二条の表学校安全・体育課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二

号を第十一号とする。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第三号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一項を加える。

2 省令第十八条の五の規定により教育委員会規則で定める単位の修得方法は、別表第三の第一欄に掲げる受けようとする免許状の種類及び同表の第二欄に掲げる有することとを必要とする学校の免許状の別に従い、同表の第三欄に掲げる在職年数に同じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる科目の単位を含めて同表の第五欄に掲げる最低修得単位数以上の単位を修得する方法とする。

第十二条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第七条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄		第五欄
受けようとする免許状の種類	有することとする学校の免許状	在職年数	教職に関する科目		最低修得単位数
小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭普通免許状	一	各教科の指導法の指導法の指導法	教育課程及び指導法に関する科目	一〇
中学校教諭普通免許状	中学校教諭普通免許状	一			
			保育内容の指導法	生徒指導、進路指導及び関連する科目	
					九

備考	高等学校 教諭一種 免許状	中学校教 諭二種免 許状	小学校教 諭普通免 許状					
	論普通免 許状(二 種免許状 を除く)	論普通免 許状	論普通免 許状	論普通免 許状	論普通免 許状	論普通免 許状	論普通免 許状	論普通免 許状
一	一	二	一	一	一	二	二	一
二	一	五	七	一	一	二	二	一
三	一	一	二	一	一	二	二	一
四	一	一	二	一	一	二	二	一
五	一	一	二	一	一	二	二	一
六	一	一	二	一	一	二	二	一
七	一	一	二	一	一	二	二	一
八	一	一	二	一	一	二	二	一
九	一	一	二	一	一	二	二	一

この規則は、公布の日から施行する。

教育公務員特例法第二十五条の二第二項及び第四項の認定の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第四号

教育公務員特例法第二十五条の二第二項及び第四項の認定の手續に関する規則の一部を改正する規則

教育公務員特例法第二十五条の二第二項及び第四項の認定の手續に関する規則(平成二十年山口県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。
 題名中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条第一項」に改める。
 第一条中「第二十五条の二第五項」を「第二十五条第五項」に改める。
 第二条及び第四条から第六条までの規定中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十九年三月三十一日
 山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第五号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十二年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立宇部商業高等学校の項中

商業科	3	105
情報利用技術科	3	—

商業科	3	105
-----	---	-----

を「全日制課程情報利用技術科は、平成27年度から生徒修業を停止する。」を削り、別表の4の表山口県立岩国総合支援学校の項中「31」を「25」に改め、同表山口県立田布施総合支援学校の項中「38」を「46」に改め、同表山口県立周南総合支援学校の項中「17」を「22」に改め、同表山口県立徳山総合支援学校の項中「35」を「38」に改め、同表山口県立防府総合支援学校の項中「33」を「41」に改め、同表山口県立山口南総合支援学校の項中

本校	3	25	6	3	普通科	3	51
					産業情報科	3	8
下関分校	3	15	6	3	産業科	3	16

本校	3	25	6	3	普通科	3	46
					産業情報科	3	8
					産業科	3	16

同表山口県立宇部総合支援学校の項中「65」を「66」に改め、同表山口県立下関総合支援学校の項中「38」を「33」に改め、同表山口県立豊浦総合支援学校の項中「27」を「22」に改め、同表山口県立萩総合支援学校の項中「19」を「30」に改める。

附 則
この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十一日
印刷發行

發行人所

山口県知事
山口市